

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和7年3月25日学長裁定)

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学における研究費補助金等の交付前使用に係る立替に関する要項(平成17年6月29日学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を、同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(立替の財源及び限度額)	(立替の財源及び限度額)
第4 立替の財源は、原則として、本学の余裕資金の範囲内とする。	第4 立替の財源は、原則として、本学の余裕資金の範囲内とする。
2 立替金額の上限は、 <u>研究費補助金等の交付内定額の範囲内とし、第7に規定する期間において当該研究等の実施のために</u> 支出を予定する額とする。	2 立替金額の上限は、 <u>研究実施のため</u> 支出を予定する <u>金額</u> とする。
(削除)	<u>3 立替を予定する金額は、算出方法を明らかにするものとする。</u>
(略)	(略)
<u>(立替を受けることのできる期間)</u>	<u>(立替の承認)</u>
第7 <u>研究者等が立替を受けることのできる期間は、交付の内定を受けたとき(当該研究等の開始日が指定されている場合はその日)から資金を受領する日の前日までとする。</u>	第7 <u>研究費補助金等交付機関からの研究費補助金等の交付内定通知をもって、交付内定額分の立替を学長が包括して承認する。</u>
(立替の <u>申請</u>)	(立替の <u>申込</u>)
第8 <u>立替の申請は、研究者等に対し通知等により交付の内定を受けたとき(当該研究等の開始日が指定されている場合はその日)に、交付内定を受けた額について学長に対して行われたものとみなす。</u>	第8 <u>研究者等は、立替を受けようとする場合には、別紙様式1の「研究費補助金等の交付前使用に係る立替申込書」(以下「立替申込書」という。)を学長に提出するものとする。</u>

(立替の承認)

第9 研究費補助金等交付機関からの研究費補助金等の交付内定通知をもって、交付内定額分の立替を学長が包括して承認する。

2 前項の規定にかかわらず、申請の全部又は一部を承認しないことがある。この場合において、学長は研究者等へその旨を通知するものとする。 (新設)

(略)

(立替金額の返済)

第11 立替金額の返済は、研究費補助金等が交付されたときに、研究等の実施に伴い交付までの間に支出した金額について行われたものとみなす。

2 研究費補助金等が交付されなかった場合は、研究者等は、本学に交付前使用額を返済しなければならない。 (新設)

(略)

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。

(削除)

【改正理由】

事務手続きの効率化及び利便性向上のため所要の改正を行うものである。

(立替に係る経理事務の委任)

第9 立替に係る経理事務は、立替申込書の提出がされたときに、経理事務の委任があったものとみなす。

(略)

(立替金額の返済)

第11 研究者等は、研究費補助金等を受領したときは、直ちに立替金額を返済するものとする。

(略)

別紙様式 (第8関係)